

2024 年度 中小企業の賃金改定に関する調査 調査の手引き

東京商工会議所 産業政策第二部

1. 本調査の目的

- ・本調査は、中小企業における平均賃上げ額・賃上げ率等を明らかにすることで、中小企業の自発的かつ持続的な賃上げ環境の実現に向けて、今後の政策要望活動や各種審議会において、中小企業の実態を踏まえた主張を強力に行っていくことを目的として実施いたします。
- ・本調査の趣旨をご理解いただき、回答へのご協力をよろしくお願いいたします。

2. 調査の回答方法

- ・本調査への回答はオンラインのみとなります。下記の回答フォームよりご回答をお願いいたします。

[Web 回答フォーム]

<https://form.gooker.jp/Q/auto/ja/tcci001441/QA/>



- ・なお、本調査の回答期限は「2024年5月17日(金)」です。ご多用のところ、誠に恐れ入りますが、円滑な回答集計のため、期限内のご回答にご協力をお願いいたします。

3. 回答にあたっての留意点

- ・回答にあたっては、給与、会計、人事担当等、貴社の賃金改定の状況についてよく把握されている方がご記入ください。
- ・調査票の記入内容に関し、照会させていただく場合がありますので、記入担当者欄については、必ずご回答をお願いします。

4. 用語の定義について

※本調査における定義であり、他の機関が実施する調査と定義が異なる場合があります。

■ 正社員…

雇用期間の定めが無く、就業規則等に定められた就業時間（フルタイム）で勤務する方、かつ給与が月給支給の方を指します。事業主や役員、家族従業員は除きます。

なお、調査対象期間において、雇用形態が変更になった方等は除きます。対象者の選定については、後述の「5. 調査回答の手順・計算方法の例」もご参照ください。

■ パート・アルバイト等…

正社員に該当せず、かつ給与が時給計算により支給されている方を指します。なお、調査対象期間において、雇用形態が変更になった方等は除きます。対象者の選定については、後述の「5. 調査回答の手順・計算方法の例」もご参照ください。

■ 基本給…

毎月決まって支払っている給与の額で、基本給、職能給、役割給、職務給、年齢給、勤続給など、給与の基本となる性質のものは含めます。また、業務手当、家族手当、住宅手当、通勤手当、時間外手当、休日手当などの手当は含めないでください。

基本給などの金額は、賃金台帳、支給月別の給与データなどでご確認ください。

賃金台帳の例）以下の例では、「基本賃金」の欄を合計する

様式第20号（第55条）

賃 金 台	賃 金 計 算 期 間	分	分	分	分
	労 働 日 数	日	日	日	日
	労 働 時 間 数	時間	時間	時間	時間
	休 日 労 働 時 間 数	時間	時間	時間	時間
	早 出 残 業 時 間 数	時間	時間	時間	時間
	深 夜 労 働 時 間 数	時間	時間	時間	時間
	基 本 賃 金	円	円	円	円
	所定時間外割増賃金	円	円	円	円
	手 当	円	円	円	円
	手 当	円	円	円	円

出典：東京労働局様式集

■ 賃金改定の時期（設問 2-(3)・設問 3-(3)) …

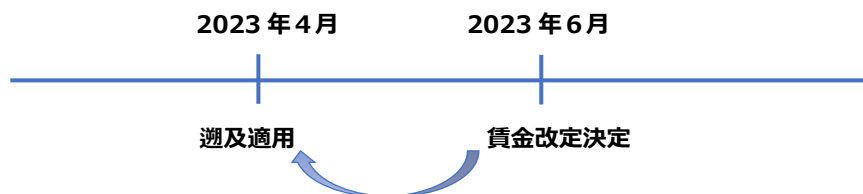
本調査では、改定後の賃金を適用した月とします。直近 1 年間で賃金改定を複数回実施している場合は、より対象者の人数が多い月を回答します。また、改定後の賃金を過去に遡って適用した場合（遡及適用）は、改定後の賃金を適用した月を回答します。

例 1) 賃金改定を複数回実施しているケース



⇒ 対象となる労働者の人数が 2023 年 6 月 > 2023 年 12 月であるため、選択肢「3」の「2023 年 6 月」を選択

例 2) 遡及適用を行ったケース



⇒ 遡及適用した月、選択肢「1」の「2023 年 4 月」を選択

5. 対象者の選定および回答額の計算方法について

- ・本調査は、定期昇給およびベースアップ等による一人当たりの賃金額の変化の把握を目的としています。
- ・したがって、人員構成による支給総額の変化、雇用形態や労働時間の変更によって受ける影響を可能な限り排除するため、比較する 2023 年 4 月と 2024 年 4 月の両期間に在籍し、かつ雇用形態や労働時間の変更が無い方を対象に、「正社員・月給支給」および「パート・アルバイト等・時給支給」に分けて設問を設定しています。
- ・次の手順で、対象者を選定したうえで、各設問について回答します。
※以下は一例であるため、各企業の実情に合わせて最適な手順で実施してください。

(1) 2023 年 4 月と 2024 年 4 月の両期間に在籍している方のうち、予め次の方を除きます。4 月の期間に在籍とは、4 月支給の給与計算期間内に在籍をしていることを指します。

- ・両期間で雇用形態が変わった方（正社員から定年再雇用、パートから正社員など）
- ・両期間で就業形態が変わった方（フルタイム勤務から短時間勤務など）
- ・両期間のいずれかの月が入社・退社、休職・復職、産休・育児休業、介護休業などで通常の 1 ヶ月の給与が支給されていない方
- ・有期雇用かつ月給の方（月給制の契約社員等）

(2) 「正社員」と「パート・アルバイト等」に分けます。

雇用形態	対象となる方	雇用形態別 に分ける	正社員の方
正社員	A さん		A さん
パート	B さん		E さん
パート	C さん		F さん
パート	D さん		
パート	E さん		
正社員	F さん		パート・アルバイト等の方
アルバイト	G さん		B さん
			C さん
			D さん
			G さん

(3) 正社員について、人数、2023 年 4 月と 2024 年 4 月の基本給支払総額（支払った実額で計算）をそれぞれ求め、回答欄に転記します。

	2023 年 4 月	2024 年 4 月
A さん	250,000	257,500
E さん	220,000	224,400
F さん	200,000	204,000
基本給支払総額	670,000 ⇒ 設問 2-(2)回答欄	685,900 ⇒ 設問 2-(2)回答欄

3 名 ⇒ 設問 2 -(1)回答欄

(4) 「パート・アルバイト等」について、人数、2023年4月と2024年4月の時給単価の合計額をそれぞれ求め、回答欄に転記します。実際に支払った給与額ではなく、契約によって定めた時給単価の合計額です。

	2023年4月	2024年4月
Bさん	1,500	1,575
Cさん	1,300	1,365
Dさん	1,200	1,248
Eさん	1,200	1,248
時給単価の合計額	5,200 ⇒ 設問 3-(2)回答欄	5,436 ⇒ 設問 3-(2)回答欄

4名
⇒ 設問 3-(1)回答欄

以上

【調査に関するお問合せ】

東京商工会議所 産業政策第二部 労働担当 橋本、渡邊、其田、清田
TEL：03-3283-7940 E-Mail：sansei2@tokyo-cci.or.jp